

第3回 枚方市教育委員会定例会（第1日） 会議録					
開会	令和3年3月17日午前10時00分		閉会	令和3年3月17日午前10時25分	
日程番号	議案番号	案 件			結果
1	議案第36号	枚方市立図書館第4次グランドビジョンの策定について			可決
2	議案第37号	枚方市教育委員会傍聴規則の一部改正について			可決
3	議案第38号	枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について			可決
4	議案第39号	教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることに関する協議を行うことについて			可決
5	議案第40号	市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに関する協議に対し同意を行うことについて			可決
6	議案第41号	教育委員会事務局の組織の新設に関する事項に係る教育委員会規則を定めることに関する協議を行うことについて			可決
構 成 員	教 育 長	奈良 渉	構 成 員	教 育 委 員	谷元 紀之
	教 育 委 員	神田 裕史		教 育 委 員	橋野 陽子
	教 育 委 員	近藤 孝		/	
説 明 員	教 育 監 (教育行政担当)	奥 誠二	説 明 員	総 合 教 育 部 次 長 兼 中 央 図 書 館 長	高橋 孝之
	教 育 監 (学校教育担当)	岩谷 誠		学 校 教 育 部 次 長 兼 総 合 教 育 部 副 参 事	藤丸 知子
	総 合 教 育 部 長	前村 卓志		教 育 政 策 課 長	山下 恵一
	総 合 教 育 部 参 事 兼 学 校 教 育 部 参 事	森澤 可幸		中 央 図 書 館 副 館 長	中道 直岐
	総 合 教 育 部 次 長	新内 昌子	記 録	教 育 政 策 課 課 長 代 理	笠井 二郎
				傍聴の人数	0人

○奈良教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議は全員出席です。

以上、報告を終わります。

○奈良教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年第3回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行ないます。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において橋野委員を指名いたします。

なお、本定例会の期間は、本日と3月19日の2日間とします。

ただいまから、第1日の議事を開始します。

本日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、職員のマスク着用や空調と換気の併用、1時間ごとに5分程度の換気休憩などの対策を講じながら、進行させていただきます。

それでは、それでは、日程1、議案第36号「枚方市立図書館第4次グランドビジョンの策定について」を議題とします。

説明を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 それでは、議案第36号、「枚方市立図書館第4次グランドビジョンの策定について」ご説明いたします。

ただいま上程いただきました議案第36号「枚方市立図書館第4次グランドビジョンの策定について」、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

現在市立図書館は、枚方市立図書館第3次グランドビジョンに基づき運営しておりますが、令和2年度をその計画期間の終期と設定しており、令和3年度以降の市立図書館運営に係る方向性をお示しする、「枚方市立図書館第4次グランドビジョン」を策定するものでございます。

内容につきましては、次ページの「枚方市立図書館第4次グランドビジョン（案）」のとおりでございますが、主なポイントについてご説明いたします。

案の15ページをご覧ください。

「第4章 第4次グランドビジョンの基本的な考え方」では、ページ中ほどの「2. 運営方針」としまして、「一人ひとりの学びを支え、人と人、まちと未来をつなぐ図書館」を実現するため、社会情勢の変化や市民ニーズ、本市の図書館の現状と課題を踏まえ、4つの運営方針を定めております。

16ページからの「第5章 施策の方向性」では、4つの運営方針に基づく施策の方向性をお示ししております。

例えば、運営方針1の施策の方向性（2）では、2行目からですが、「電子書籍の導入や

Wi-Fi環境の整備など新たな生活様式」への対応を、17ページの運営方針2の施策の方向性(2)では、3行目からですが、「学校教育と連携しながら、児童生徒1人1台のタブレット環境を活かした情報活用能力の向上など子どもの読書活動の推進」を、18ページの運営方針3の施策の方向性(1)では、「読書バリアフリー法に基づく障害者サービスの充実」を、19ページの運営方針4の施策の方向性(1)では、3行目からですが、「市駅周辺の図書館機能の充実」などを掲げております。

なお、この第4次グランドビジョン策定後は、市議会議員や社会教育委員等への配布を行うとともに、図書館窓口や市ホームページ等を通じて、広く市民に周知を図る予定でございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第36号「枚方市立図書館第4次グランドビジョンの策定について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 これまで随時説明を受けた際に質問をしてきましたので、今日は意見だけを述べたいと思います。

第3次グランドビジョンの運営基本方針では、4つの運営方針をそれぞれ具体化するサービスと、そのサービス展開の方向を定め、様々なサービスを実施してこられました。今回の第4次グランドビジョン策定に当たり、市民の多様化するニーズや新しい時代の流れに対応した取り組みが期待されることから、運営方針には、「一人ひとりの学びを支え、人と人、まちと未来をつなぐ図書館」をめざし、「生涯の学びを支え、人と人との交流を創出する図書館」をはじめ、4つの運営方針を定めたとのこと。

4つの運営方針も大変わかりやすく、施策の方向性もきめ細かく具体的に示されていると思います。

これらの施策を着実に進めることで、市民の皆さまに親しまれ、愛される図書館になるものと期待しています。

市民の皆さまにとって図書館が居心地のよい空間となり、さらに魅力的な居場所となるよう、サービスの充実、拡充の取り組みをよろしくお願いいたします。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 枚方市立図書館第4次グランドビジョンの策定について意見を述べたいと思います。

この案件につきましては、教育委員会協議会等で教育委員の意見を、また教育子育て委員協議会では議員の方々の意見を聴かれていますので、良い形で策定されたと思います。

今回の第4次グランドビジョン策定は、第3次グランドビジョンの成果と課題を踏まえて、いろいろな観点から検討していただき、基本理念、運営方針などが定められています。

運営方針1～4には、施策の方向性がそれぞれ3点から5点の計17点、具体的にわかりやすく示されています。

第4次グランドビジョンは、第5次枚方市総合計画と整合を図り、令和3年度から令和9年度までの7年間で計画期間とし、概ね4年を目途に見直しを行いますとあります。

第4次グランドビジョンの策定に当たっては、今後、電子書籍の活用等も含め、4年間、7年間という期間の中で、17の施策の方向性の実施計画のようなものを作成し、具体的に取り組んで頂きたいと思います。

これらの施策を着実に進めることで、市民の皆様や学校に親しまれ、愛される図書館になるものと期待しています。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程2、議案第37号「枚方市教育委員会傍聴規則の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 それでは、議案第37号、「枚方市教育委員会傍聴規則の一部改正について」ご説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、教育委員会の会議を傍聴する際の受付簿の記載内容について、市議会の例にならい、改正するものでございます。

改正内容につきましては、4ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条第1項で、個人が傍聴する場合の記載事項として、年齢の記載を不要とします。

また、第2条第2項では、団体が傍聴する場合の記載事項を整理し、団体に属する1人1人が記載するのではなく、代表者が傍聴人数等を記載することにするものです。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

ページ下段の附則でございますが、本規則は、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第37号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程3、議案第38号「枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 それでは、議案第38号、「枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について」ご説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、市駅前サービススポットを移設することに伴い、所要の改正をするものでございます。

改正内容につきましては、7ページの新旧対照表をご覧ください。

別表第2の市駅前サービススポットの位置について、枚方市新町2丁目1番35号から枚方市岡東町12番3-410号に変更するものでございます。

恐れ入りますが、6ページにお戻りください。

ページ下段の附則でございますが、本規則は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第38号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程4、議案第39号「教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることに関する協議を行うことについて」を議題とします。

説明を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 それでは、議案第39号、「教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることに関する協議を行うことについて」ご説明いたします。  
議案書の8ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第16号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

教育委員会は、その権限に属する事務の一部について、地方自治法第180条の7の規定に基づき、市長の補助機関たる職員に補助執行させているところです。

本件は、このたび、「教育委員会の管理に属する教育機関に係る施設に関する事務」及び「スクールソーシャルワーカーに関する事務」の補助執行に関し、変更及び追加を行うため、同条に規定する市長との協議の申し入れを行おうとするものでございます。

議案書の9ページをご覧ください。

「(1) 補助執行させる事務(変更前)」でございますが、現行の補助執行をさせている事務について記載しております。

次の「(2) 補助執行させる事務(変更後)」をご覧ください。

9ページ最下段の「教育委員会の管理に属する教育機関に係る施設に関する事務」についてですが、変更前の「(学校及び学校給食共同調理場に係る施設を除く。)」という文言を削除しております。

これは、令和3年度の機構改革に伴い、学校及び学校給食共同調理場に係る施設に係る事務を所管していたまなび舎整備室が市長部局の都市整備部に移管されることに伴うものでございます。

10ページ2段目の「学校教育法施行規則第65条の3に基づくスクールソーシャルワーカーに関する事務」につきましては、教育と福祉の連携をより一層強化するとともに、子どもや家庭への直接的な支援を強化していくため、新たに、「副市長、子育て支援監及び子どもの育ち見守りセンター又は総務部に属する職員」に補助執行させるものでございます。

次に、「2. 施行時期」でございますが、令和3年度の機構改革に合わせ、令和3年4月1日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第39号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご可決くださいますようお願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程5、議案第40号「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに関する協議に対し同意を行うことについて」を議題とします。

説明を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 それでは、議案第40号、「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに関する協議に対し同意を行うことについて」ご説明いたします。

議案書の11ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第17号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

教育委員会は、市長の権限に属する事務の一部について、地方自治法第180条の2の規定に基づき、補助執行を行っているところです。

本件は、このたび、学校長専決に係る補助執行に関し、市長から提案のありました変更の協議に対しまして、同意を行おうとするものでございます。

議案書の12ページをご覧ください。

「(1) 補助執行をとりやめる事務」でございますが、「枚方市立の小学校及び中学校並びに幼稚園の事務に係る契約金額が10万円未満の庁用器具の購入」に関する契約を結ぶことでございます。

これは、市長部局における事務決裁規程の記載と整合性を図るためでございます。

「2. 施行時期」でございますが、令和3年4月1日でございます。

なお、次のページに、市長から教育長への協議の申出書を添付しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、議案第40号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご可決くださいますようお願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程6、議案第41号「教育委員会事務局の組織の新設に関する事項に係る教育委員会規則を定めることに関する協議を行うことについて」を議題とします。

説明を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 それでは、議案第41号、「教育委員会事務局の組織の新設に関する事項に係る教育委員会規則を定めることに関する協議を行うことについて」ご説明いたします。

議案書の14ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

地方自治法第180条の4第2項の規定に基づき、教育委員会は、事務局の組織の新設に関する事項に係る教育委員会規則を定め、又は変更しようとするときは、市長に協議しなければならないこととされています。

本件は、令和3年度の機構改革に伴い、事務局に新しい組織を設置するため教育委員会規則を制定し、及び改正することについて、協議を行おうとするものでございます。

議案書の15ページをご覧ください。

「1. 新設する組織」でございますが、まず、(1) 総合教育部に新しい学校推進室を設置し、新しい学校推進室に置き、又は置くことができる職としましては、(2)の表のとおりでございます。

また、(3) 学校教育部に学校教育室を設置し、学校教育室に置き、又は置くことができる職としましては、(4)の表のとおりでございます。

なお、職の設置に関しては、法令で協議が必要とされている課長級以上の職について記載しております。

「2. 施行時期」でございますが、令和3年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第41号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご可決くださいますようお願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

本日、予定しておりました案件は以上となります。

日程7、議案第42号「枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について」以降の7件については、3月19日に審議いたします。

本日の会議はこれにて終了します。



署名欄

奈良 渉

---

橋野 陽子

---